PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11)Publication number : 08-089316
(43)Date of publication of application : 09.04.1996

(51)Int.Cl. A44B 21/00

(21)Application number : 06-251638
(22)Date of filing : 21.09.1994

(71)Applicant : SUKOOBILL JAPAN KK
(72)Inventor : ASANO TOMOKI

(54) CORD LOCKING DEVICE HAVING FIXING MEANS TO CLOTHING

(57)Abstract:
PURPOSE: To prevent swaying of a cord locking fitting at the time of sports, etc., by forming a cord locking device of a main body having a hole for inserting a cord, a locking member for locking the cord to the hole, and a fixing means to fix the main body to clothing.
CONSTITUTION: A cord locking device comprises a cylindrical main body 10, and a cylindrical cord locking member 11 engaged in a cylindrical inner hole in it. A compression spring 9 is installed between a bottom of the inner hole and a bottom surface of the locking member 11 to energize it constantly. Holes 12, 13 which are aligned when the locking member 11 is pushed in by a hand are formed respectively. By inserting a cord through the aligned holes 12, 13, and releasing the hand from the locking member, the cord and the cord locking device are locked to each other. An arm member 14 for composing part of a fixing means to fix the cord locking device to clothing is integrally molded with the main body 10 to form a hole 15. A flexible loop member 16 such as a cord for composing the other parts of the fixing means is inserted through the hole 15, and by sewing its end by yarn, it can be fixed to the clothing.

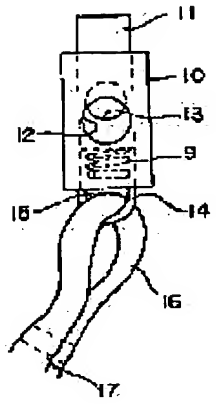

LEGAL STATUS

[Date of request for examination]	29.10.1997
[Date of sending the examiner's decision of rejection]	06.04.1999
[Kind of final disposal of application other than the examiner's decision of rejection or application converted registration]	
[Date of final disposal for application]	
[Patent number]	3032433
[Date of registration]	10.02.2000
[Number of appeal against examiner's decision of rejection]	11-07731
[Date of requesting appeal against examiner's decision of rejection]	07.05.1999
[Date of extinction of right]	

Copyright (C); 1998,2003 Japan Patent Office

(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)公開特許公報（Ａ）　(11)特許出願公開番号

特開平8－89316

(43)公開日　平成８年(1996)４月９日

(51)Int.Cl.⁶	識別記号	庁内整理番号	ＦＩ	技術表示箇所
Ａ４４Ｂ　21/00	６１１　Ｎ	2119－3Ｂ		

審査請求　未請求　請求項の数８　ＦＤ　（全　６　頁）

(21)出願番号　特願平6－251638

(22)出願日　平成６年(1994)９月21日

(71)出願人　390018957
スコービル・ジャパン株式会社
東京都千代田区一番町22番地１号

(72)発明者　浅野　友城
東京都千代田区一番町22番地１号スコービル・ジャパン株式会社内

(74)代理人　弁理士　倉内　基弘　（外１名）

(54)【発明の名称】　衣類への固定手段付き紐止め具

(57)【要約】

【目的】　衣服の紐を止める紐止め具がぶらつかないように固定する。

【構成】　紐を通す孔を有する本体と前記孔に通された紐を前記孔に固定するための係止部材と、前記本体を衣服に固定するための固定手段よりなる、衣服への固定手段を有する紐止め具。

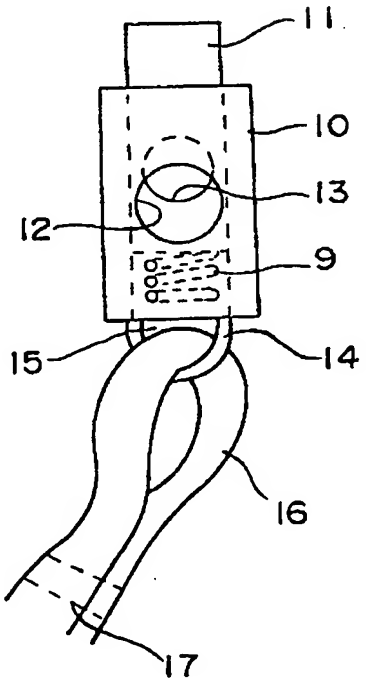

1

【特許請求の範囲】

【請求項１】　紐を通す孔を有する本体と前記孔に通された紐を前記孔に固定するための係止部材と、前記本体を衣服に固定するための固定手段よりなる、衣服への固定手段を有する紐止め具。

【請求項２】　固定手段は、衣服に固定される可撓性のループ部材と、前記本体に一体に形成されて前記ループ部材を保持するループ保持部とより形成されている請求項１の紐止め具。

【請求項３】　ループ保持部はループ部材を通す孔を形成する腕部材である請求項２の紐止め具。

【請求項４】　ループ保持部は本体の周りに形成した溝でありループ部材は前記溝にはまって保持される請求項２の紐止め具。

【請求項５】　固定手段は、本体と一体に形成された衣服取り付け部からなる請求項１の紐止め具。

【請求項６】　固定手段は、本体を着脱自在に保持する保持部と、衣服に取り付ける取付け部とからなる請求項１の紐止め具。

【請求項７】　保持部は、内孔が本体とほぼ同一径の円筒状部材であり、前記本体を嵌合して前記円筒状部材の弾性により、または戻り止めにより本体を保持するものである、請求項５の紐止め具。

【請求項８】　取り付け部は鋲または糸を通す取り付け孔を有する請求項５または６の紐止め具。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】本発明は衣服における紐止め具に関し、特に紐止め具を衣服に固定するための手段を具備した紐止め具に関する。

【０００２】

【従来の技術】紐止め具は衣服において広く使用されている。紐は衣服の胴回りあるいは首回りに施して衣服の一部を絞ったり、あるいは単なる飾紐として使用しているものであり、これらに使用される紐止めにも紐が衣服から脱落しないように止めたり、あるいは紐の一部に装飾目的で固定するなど、種々の使用方法がある。例えば、図１～２は従来から使用されている紐止めとその使用方法の例を示すもので、図１のように衣服１と一体型のフードの根元に紐２を挿通し、その両端を結んでこぶにし、更に紐止め３を固定したものである。図２は紐２を衣服１の胴回りに挿通するかあるいは個別の２本の紐の一端を衣服に固定したものに、紐止め３を固定する。図２において前者の場合には紐止め３は脱落防止用であるが、後者の場合には紐止め３は単なる飾である。紐止め３は図１～２のように紐を挿通する孔を有する本体４と、紐を孔に摩擦係止させるための係止部材５とよりなる。この例では係止部材５はばね偏倚されるが、基本的に紐を挿通する孔を有する本体と、紐を孔に摩擦係止させるための係止部材とよりなる種々の形式が存在する。

2

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】上記のように従来の紐止めは紐の端部に固定されてはいるが衣服には固定されていないで吊り下がっただけであるから、走ったり、その他激しい運動を行うと紐止めが顔に当たったり、周囲に藪、電柱、木立その他の物がある場合には引っかかったりする問題がある。したがって、本発明は運動時等において紐止めがぶらつかないようにし、上記の問題点を解決することを課題とする。

【０００４】

【課題を解決するための手段】本発明は、紐止めに衣服本体に固定する手段を設けることにより上記問題を解決した。すなわち、本発明の紐止め具は、紐を通す孔を有する本体と前記孔に通された紐を前記孔に固定するための係止部材と、前記本体を衣服に固定するための固定手段よりなる。この場合に固定手段には種々の設計が可能であり、図３～５に関連して説明するように、衣服に固定される可撓性のループ部材と、前記本体に一体に形成されて前記ループ部材を保持するループ保持部とより形成される。このようなループ保持部材は、ループ部材を通す孔を形成する腕部材であるか、あるいはループ部材を受け入れるように本体の周りに形成した溝であるか、その他、任意の固定手段を使用することができる。別法として、図６～９に関連して説明するように、固定手段は、紐止め本体を衣服に鋲または糸で取りつける孔を有する取り付け部を有する。別法として、固定手段は紐止め具の本体と部材を着脱自在に保持する保持部と、保持部を衣服に取り付ける取り付け部とからなることができる。この場合に保持部は、内孔が本体とほぼ同一径の円筒状部材であり、前記本体を嵌合して前記円筒状部材の弾性により、または戻り止めにより本体を保持しても良い。

【０００５】

【作用】本発明の構成によると、紐止め具の本体は図３～５のように取り付け紐またはテープにより直接衣服に固定されるか、あるいは図６～７のように鋲また糸により紐止め具の本体は直接衣服に固定されるか、あるいは図８～９のように本体保持具を介して衣服に固定される。

【０００６】

【実施例】以下に本発明の実施例を図面を参照して詳しく説明する。なお、紐止め具の本体と係止部材はそれぞれプラスチック材料の射出成形体とする。

実施例１

図３を参照するに、この実施例の紐止め具は、円筒状の本体１０とその円筒状内孔に嵌合された円柱状の紐係止部材１１とを有する。内孔の底と係止部材１１の底面との間には圧縮ばね９が装着されて図示の位置へ向けて常時偏倚されている。本体１０と係止部材１１とには、係止部材を手で押し込んだ時に整列する孔１２、１３がそ

れぞれ形成されている。従って、紐（図示せず）をこれらの整列した孔１２、１３に挿通して係止部材から手を離すと紐と紐止め具は互いに係止される。紐止め具を衣服に固定するための固定手段の一部を構成する腕部材１４が本体１０に一体に成形されて孔１５を形成している。孔１５には固定手段の他の部分を構成する紐のような可撓性のループ部材１６が通してあり、その末端は糸で縫いつける等により衣服に固定される。

【０００７】実施例２

図４を参照するに、この実施例では図３の実施例と同様な構造を有するが、固定手段の一部を構成する腕部材１９は本体の側面の長手方向に沿って固定されている。また、可撓性のループ部材１６は、布またはプラスチックテープから構成されている。

【０００８】実施例３

図５を参照するに、紐止め具の本体１０と係止部材１１は図３の例と同様に構成されている。しかしこの例では、本体１０の周囲には環状溝１８が形成され、そこにテープ状のループ部材１６が固定されている。

【０００９】実施例４

図６～７を参照するに、紐止め具の本体１０と係止部材１１の構造は以上の例と同様であるが、更に固定手段は本体の側面の長手方向に沿って一体成形された取り付け板２０よりなる。取り付け板２０には鋲孔２１が形成されている。この紐止め具は図７のように鋲２３を使用して衣服２２の所定箇所に取りつけられる。鋲２３は、そのカシメ端が肌を刺激しないようにキャップ２４を介してカシメることが好ましい。

【００１０】実施例５

図８～９に示した実施例は間接的に紐止め具を衣服に固定する手段を有する。すなわち紐止め具は本体１０と係止部材１１とよりなるものとし、それとは別体に衣服への固定手段を構成する。固定手段２５は、紐止め具の本体１０を弾性により保持できるほぼ円筒状で縦スリット２９を有する保持部材２６と、これを衣服に糸または鋲で取りつけるための孔２８を有する取り付け板２７よりなる。使用において、固定手段２５は孔２８を利用して衣服に固定される。次いで、紐に止めた紐止め具の本体１０を図９のように保持部材２６に差し込めば紐止め具は所定位置に固定される。この例によれば、紐止め具は任意に固定できる。

【００１１】なお、以上の実施例では図３のようにばね９を使用しているが、本体と係止部材の組み合わせからなる限り、従来公知の任意の構造を採用し得る。例えば、図３で使用されたばね９による代わりに、本体に対して２位置で安定に係止できる可動係止部材を使用しても良い（例えば実開昭　号参照）。

【００１２】

【発明の効果】本発明によると、紐止め具が走ったり、その他激しい運動を行うと紐止めが顔に当たったり、周囲に藪、電柱、木立その他の物がある場合には引っかかったりする問題が解消される。

【図面の簡単な説明】

【図１】従来の紐止め具の使用例を説明する斜視図である。

【図２】従来の紐止め具の他の使用例を説明する斜視図である。

【図３】本発明の実施例の固定手段を備えた紐止め具の正面図である。

【図４】本発明の他の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。

【図５】本発明の更に他の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。

【図６】本発明の更に別の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。

【図７】図６の紐止め具の衣服への取り付け状態を示す断面図である。

【図８】本発明のまた別の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。

【図９】図８の紐止め具の衣服への取り付け状態を示す正面図である。

【符号の説明】

１０：本体
１１：係止部材
１２、１３、１５：孔
１４、１９：腕部材
１７：糸目
１８：環状溝
２０：取り付け板
２２：取り付け孔
２５：固定手段
２６：保持部材
２７：取り付け板
２８：取り付け孔

【図１】

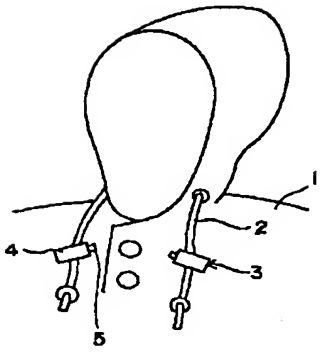

【図２】

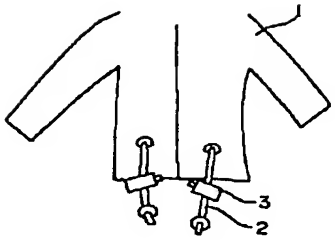

【図３】

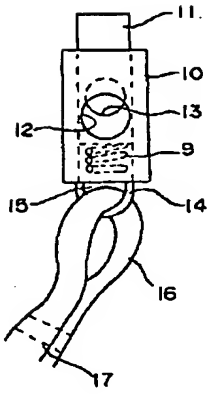

【図４】

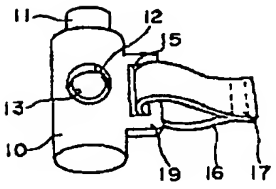

【図５】

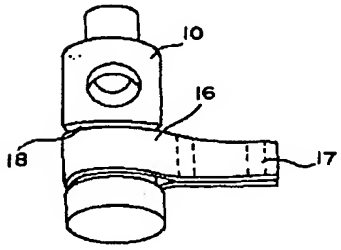

【図６】

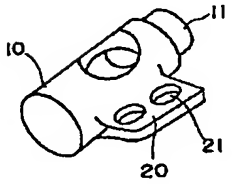

【図７】

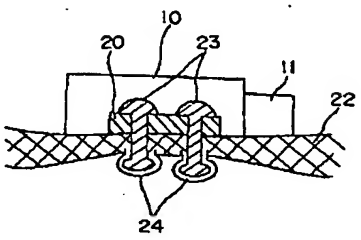

【図８】

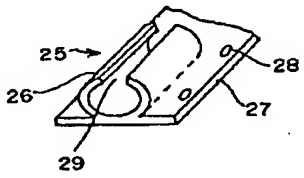

【図９】

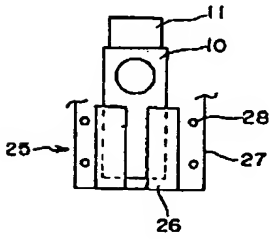

【手続補正書】
【提出日】平成７年１月２７日
【手続補正１】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正内容】
【書類名】　　明細書
【発明の名称】　　衣類への固定手段付き紐止め具
【特許請求の範囲】
【請求項１】　紐を通す孔を有する本体と前記孔に通された紐を前記孔に固定するための係止部材と、前記本体を衣類に固定するための固定手段よりなる、衣類への固定手段を有する紐止め具。
【請求項２】　固定手段は、衣類に固定される可撓性のループ部材と、前記本体に一体に形成されて前記ループ部材を保持するループ保持部とより形成されている請求項１の紐止め具。
【請求項３】　ループ保持部はループ部材を通す孔を形成する腕部材である請求項２の紐止め具。
【請求項４】　ループ保持部は本体の周りに形成した溝でありループ部材は前記溝にはまって保持される請求項２の紐止め具。
【請求項５】　固定手段は、本体と一体に形成された衣類取り付け部からなる請求項１の紐止め具。
【請求項６】　固定手段は、本体を着脱自在に保持する保持部と、衣類に取り付ける取付け部とからなる請求項１の紐止め具。
【請求項７】　保持部は、内孔が本体とほぼ同一径の円

筒状部材であり、前記本体を嵌合して前記円筒状部材の弾性により、または戻り止めにより本体を保持するものである、請求項５の紐止め具。

【請求項８】　取り付け部は鋲または糸を通す取り付け孔を有する請求項５または６の紐止め具。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】本発明は衣類における紐止め具に関し、特に紐上め具を衣類に固定するための手段を具備した紐止め具に関する。

【０００２】

【従来の技術】紐止め具は衣服、帽子、手袋等の衣類において広く使用されている。紐は例えば衣服の胴回りあるいは首回りに施して衣服の一部を絞ったり、あるいは単なる飾紐として使用しているものであり、これらに使用される紐止めにも紐が衣類から脱落しないように止めたり、あるいは紐の一部に装飾目的で固定するなど、種々の使用方法がある。例えば、図１～２は従来から使用されている紐止めとその使用方法の例を示すもので、図１のように衣服１と一体型のフードの根元に紐２を挿通し、その両端を結んでこぶにし、更に紐止め３を固定したものである。図２は紐２を衣服１の胴回りに挿通するかあるいは個別の２本の紐の一端を衣服に固定したものに、紐止め３を固定する。図２において前者の場合には紐止め３は脱落防止用であるが、後者の場合には紐止め３は単なる飾である。紐止め３は図１～２のように紐を挿通する孔を有する本体４と、紐を孔に摩擦係止させるための係上部材５とよりなる。この例では係止部材５はばね偏倚されるが、基本的に紐を挿通する孔を有する本体と、紐を孔に摩擦係止させるための係止部材とよりなる種々の形式が存在する。

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】上記のように従来の紐止めは紐の端部に固定されてはいるが衣類には固定されていないで吊り下がっただけであるから、走ったり、その他激しい運動を行うと紐止めが顔に当たったり、周囲に藪、電柱、木立その他の物がある場合には引っかかったりする問題がある。したがって、本発明は運動時等において紐止めがぶらつかないようにし、上記の問題点を解決することを課題とする。

【０００４】

【課題を解決するための手段】本発明は、紐止めに衣服、帽子、手袋等の衣類本体に固定する手段を設けることにより上記問題を解決した。すなわち、本発明の紐止め具は、紐を通す孔を有する本体と前記孔に通された紐を前記孔に固定するための係止部材と、前記本体を衣類に固定するための固定手段よりなる。この場合に固定手段には種々の設計が可能であり、図３～５に関連して説明するように、衣類に固定される可撓性のループ部材と、前記本体に一体に形成されて前記ループ部材を保持するループ保持部とより形成される。このようなループ保持部材は、ループ部材を通す孔を形成する腕部材であるか、あるいはループ部材を受け入れるように本体の周りに形成した溝であるか、その他、任意の固定手段を使用することができる。別法として、図６～９に関連して説明するように、固定手段は、紐止め本体を衣類に鋲または糸で取りつける孔を有する取り付け部を有する。別法として、固定手段は紐止め具の本体と部材を着脱自在に保持する保持部と、保持部を衣類に取り付ける取り付け部とからなることができる。この場合に保持部は、内孔が本体とほぼ同一径の円筒状部材であり、前記本体を嵌合して前記円筒状部材の弾性により、または戻り止めにより本体を保持しても良い。

【０００５】

【作用】本発明の構成によると、紐止め具の本体は図３～５のように取り付け紐またはテープにより直接衣類に固定されるか、あるいは図６～７のように鋲また糸により紐止め具の本体は直接衣類に固定されるか、あるいは図８～９のように本体保持具を介して衣服に固定される。

【０００６】

【実施例】以下に本発明の実施例を図面を参照して詳しく説明する。なお、紐止め具の本体と係止部材はそれぞれプラスチック材料の射出成形体とする。

実施例１

図３を参照するに、この実施例の紐止め具は、円筒状の本体１０とその円筒状内孔に嵌合された円柱状の紐係止部材１１とを有する。内孔の底と係止部材１１の底面との間には圧縮ばね９が装着されて図示の位置へ向けて常時偏倚されている。本体１０と係止部材１１とには、係止部材を手で押し込んだ時に整列する孔１２、１３がそれぞれ形成されている。従って、紐（図示せず）をこれらの整列した孔１２、１３に挿通して係止部材から手を離すと紐と紐止め具は互いに係止される。紐止め具を衣服に固定するための固定手段の一部を構成する腕部材１４が本体１０に一体に成形されて孔１５を形成している。孔１５には固定手段の他の部分を構成する紐のような可撓性のループ部材１６が通してあり、その末端は糸で縫いつける等により衣服に固定される。

【０００７】実施例２

図４を参照するに、この実施例では図３の実施例と同様な構造を有するが、固定手段の一部を構成する腕部材１９は本体の側面の長手方向に沿って固定されている。また、可撓性のループ部材１６は、布またはプラスチックテープから構成されている。

【０００８】実施例３

図５を参照するに、紐止め具の本体１０と係止部材１１は図３の例と同様に構成されている。しかしこの例では、本体１０の周囲には環状溝１８が形成され、そこにテープ状のループ部材１６が固定されている。

【０００９】実施例４
図６～７を参照するに、紐止め具の本体１０と係止部材１１の構造は以上の例と同様であるが、更に固定手段は本体の側面の長手方向に沿って一体成形された取り付け板２０よりなる。取り付け板２０には鋲孔２１が形成されている。この紐止め具は図７のように鋲２３を使用して衣服２２の所定箇所に取りつけられる。鋲２３は、そのカシメ端が肌を刺激しないようにキャップ２４を介してカシメることが好ましい。
【００１０】実施例５
図８～９に示した実施例は間接的に紐止め具を衣服に固定する手段を有する。すなわち紐止め具は本体１０と係止部材１１とよりなるものとし、それとは別体に衣服への固定手段を構成する。固定手段２５は、紐止め具の本体１０を弾性により保持できるほぼ円筒状で縦スリット２９を有する保持部材２６と、これを衣服に糸または鋲で取りつけるための孔２８を有する取り付け板２７よりなる。使用において、固定手段２５は孔２８を利用して衣服に固定される。次いで、紐に止めた紐止め具の本体１０を図９のように保持部材２６に差し込めば紐止め具は所定位置に固定される。この例によれば、紐止め具は任意に固定できる。
【００１１】なお、以上の実施例では図３のようにばね９を使用しているが、本体と係止部材の組み合わせからなる限り、従来公知の任意の構造を採用し得る。例えば、図３で使用されたばね９による代わりに、本体に対して２位置で安定に係止できる可動係止部材を使用しても良い。
【００１２】
【発明の効果】本発明によると、紐止め具が走ったり、その他激しい運動を行うと紐止めが顔に当たったり、周囲に藪、電柱、木立その他の物がある場合には引っかかったりする問題が解消される。

【図面の簡単な説明】
【図１】従来の紐止め具の使用例を説明する斜視図である。
【図２】従来の紐止め具の他の使用例を説明する斜視図である。
【図３】本発明の実施例の固定手段を備えた紐止め具の正面図である。
【図４】本発明の他の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。
【図５】本発明の更に他の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。
【図６】本発明の更に別の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。
【図７】図６の紐止め具の衣服への取り付け状態を示す断面図である。
【図８】本発明のまた別の実施例の固定手段を備えた紐止め具の斜視図である。
【図９】図８の紐止め具の衣服への取り付け状態を示す正面図である。
【符号の説明】
１０：本体
１１：係止部材
１２、１３、１５：孔
１４、１９：腕部材
１７：糸目
１８：環状溝
２０：取り付け板
２２：取り付け孔
２５：固定手段
２６：保持部材
２７：取り付け板
２８：取り付け孔